

私が離任式でもらった卒業証書と卒業生全員からの色紙と、都教委の行った私に対する業績評価の違いが今回の裁判のすべてを表していると思います。教育の主体は生徒であり、その生徒・保護者から高く評価されている私が、なぜオール「C」で790人中790番なのでしょうか。このことは都教委が業績評価における公正評価義務違反を犯しているとしか言いようがありません。

(4) 私に対する言論弾圧について

2004年10月の園遊会で、当時東京都の教育委員であった将棋棋士の米長氏が、国旗・国歌問題について天皇から「強制はしないでください」と諫められたにもかかわらず、都立高校に対して強制を強めました。そのことを批判したところ、密告されて都教委から3回も呼び出され、「米長氏の批判をするな」と強く指導されたのです。しかし都教委は後付けで作成したとしか思われないような文書を証拠提出してまで指導は2回であると主張したのです。3回指導した事実は第三者であるジャーナリストの取材メモに明記されていたのです。東京都の教育を指導している都教委がこのような明らかな嘘を主張することに、正直情けなくなりました。

(5) 今後について

前述しましたように、私は即座に控訴します。またこのような不当判決が出ようと、私は東京都教育委員会に2006年4月13日に出された「職員会議において職員の意向を聞く挙手・採決の禁止」通知の撤回を都教委に要求し続けたいと思います。学校に言論の自由がなくなることは、子どもにとって最悪なことであり、今回の判決は子どもの権利条約第3条「子どもの最善の利益」に違反しているからです。

多くの国民のみなさんが、私と都教委の主張のどちらが正しいかを判断していただくためにも裁判を続けたいと思います。

生徒・保護者そして全国の支援者のみなさん、今後とも多大なるご支援よろしくお願いいたします。

以上